



通行条件設定は、全て「する・往復」に設定します。

【住所入力のポイント】

✓入力が不十分な場合は、地図上で出発地・目的地を確定できず、差し戻されますので、ご注意ください。

【例】× ○○市△△町 ⇒差戻しとなります
○ □□県○○市△△町××-×

◆住所入力の正しい例
※住所検索では「地名先名称」までしか表示されませんので、**足りない部分は必ず入力してください。**

走行経路の選択を行います。先ほど入力した、出発地と目的地の情報から自動的に経路が作成されますが、指定した場所を通過すること、手で経路を設定することもできます。

※なお、**道路情報が電子化されておらず、走行経路が本システムで設定できない場合や、入力が複雑な場合は、手書きで書いた走行経路図で申請することも可能**です。（詳細は次のページをご覧ください）

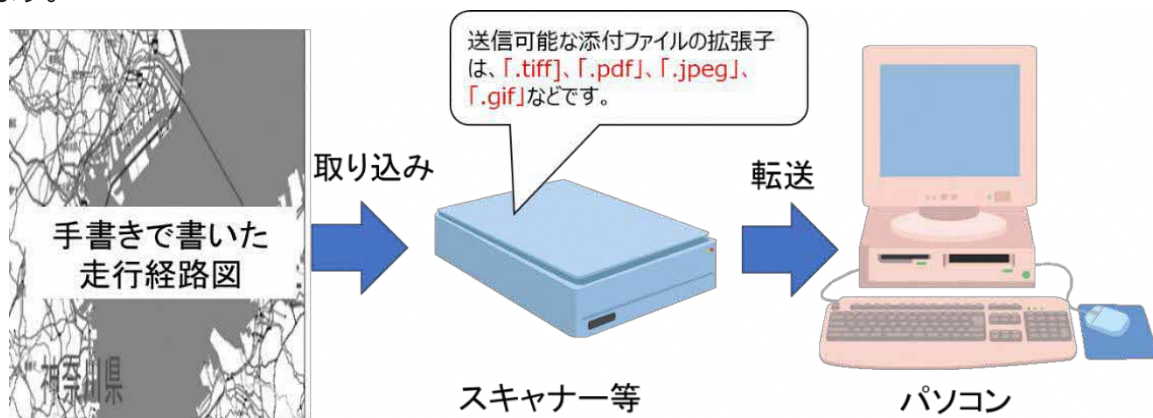
※各ボタンの機能は以下の通り

通行条件設定	出発地、目的地、通行条件の確認/変更	検索	「住所」「交差点番号」を指定し、地図を表示
経路読込	経路情報ファイル (dfz) の読込	凡例	凡例を表示
経路一時保存	作成途中の経路情報ファイル (dfz) を一時保存	画面PDF	表示地図画面をPDFファイルとして出力
経路自動探索	出発地・目的地の経路を探索	ガイドライン	現在の処理状況を表示
便覧表示	道路情報便覧の表示 (別ウィンドウ)	矩形拡大	矩形 (四角形) を指定し、その箇所を拡大表示
経路登録	確定した経路を登録する	一覧に戻る	「経路一覧」画面に戻る
経路順路	出発地から目的地までの交差点番号と、路線番号を表示	地図表示情報	デジタル地図上の表示項目を選択変更できます

＜手書きで通行経路を記入する場合＞

地図上に通行経路を太線で表示するとともに、出発地および目的地を明示し、いずれもボールペン等の修正できないもので記入します。出発地（目的地）およびルート数を図面の隅等に記入します。記入例は 30 ページを参照してください。

手書きで書いた通行経路図は、スキャナー等を使用して、電子データとしてパソコンに取り込みます。



○ 申請データの作成

通行経路情報まで入力したら、申請データの作成を行います。

申請-各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力には、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
※以前テキスト入力した未記録道路について: 道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0012058976

申請書情報入力
積載貨物情報入力
車両情報入力
● デジタル地図 ○ 交差点番号 | 経路情報入力

**「申請書作成予約登録」
を押します。**

申請書作成予約登録

保存終了



申請番号が表示されますので、メモなどで控えておいてください。

作業状況が作業完了になっていれば、申請書は正常に作成されています。正常に作成されていることを確認したら、申請書と申請データをダウンロードします。

※ダウンロードした申請データは、申請書の提出時に使用します。

□ 申請データの提出方法について

ここでは作成した申請データを提出する方法について説明します。なお、申請データの提出先は申請する経路に直轄国道が一般路以上含まれているか含まれていないかによって、提出先が異なりますのでご注意ください。

○ 特殊車両オンラインシステムを利用した提出

ここでは申請する経路の中に直轄国道が一般路以上含まれている場合の提出方法について説明します。提出は特殊車両オンラインシステムを利用して提出します。

申請書の提出は特車申請 PR サイト (<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>) の「申請データを提出する」ボタンを押すと、申請データの提出準備が始まります。

特車登録センター

特車通行許可制度

特車通行許可制度申請データ作成

特車通行許可制度申請データ提出審査状況確認

ユーザ情報更新

特車通行許可制度車両管理・登録車両の通行に関する確認等の求め

申請 (窓口・オンライン)

個別審査・個別協議

「申請データの作成・提出」を押します。

申請者メニューから申請書提出を押します。

特殊車両オンライン申請システム

申請者メニュー

申請者ID状況照会

申請書データの提出を複数申請状況を確認できます。

申請者IDを利用した申請について、複数の申請状況を確認できます。

「申請者メニュー」を押します。

国土交通省
特殊車両
オンライン申請システム

申請データ作成 申請データを作成します。

申請書作成状況一覧 申請書の作成状況を確認します。

申請書提出 申請書を提出します。

申請状況照会 申請状況を確認します。

許可証取寄せ 申請に対して発行された許可証を取寄せます。

官職証明書検証 公文書に付与された官職証明書を検証します。

「申請書提出」を押します。

特殊車両オンライン申請システムの運用時間帯は下記のとおりです。
原則24時間（但し、日曜日23:00～月曜日7:00を除く）



申請書提出ボタンを押すと、作成した申請データを提出する画面に移行します。

特殊車両オンライン申請システム
- 申請手続選択画面 -

「参照」ボタンをクリックして、申請書の作成手順時にダウンロードした、申請データ (tksデータ) を選択します。

提出する申請データを指定してください。

参照...

差戻された申請の内容を訂正して再提出する場合は、以下のチェックボックスをチェックして、訂正対象となる差戻された申請の到達確認シートを指定してください。

差戻された申請の内容を訂正して再提出する

送信

「自動車検査証の写し」「一般旅客自動車運送事業の運転免許証の写し」を提出する一部の車両または窓口より車検提出の指示があった場合は、チェックボックスにチェックを入れてください。一部の車両とは、一般制限値を超えない車両を指します。詳細については「説明」ボタンより確認してください。

説明

「次へ」ボタン押下後、指定したファイルの形式審査を実行します。

<戻る 次へ>

申請者メニューへ戻る

車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書はここに添付してください。

手書きで走行経路図を作成した場合は、ここで取り込んだデータを選択します。

特殊車両オンライン申請システム
- 添付資料の指定画面 -

<添付資料の指定 - 特殊車両通行許可申請 普通 新規 ->

申請データ: 3000/K7_0007750703.tks

訂正対象の到達番号: NONE

別送用送付票: NONE

本申請の申請先道路管理者は以下のようになっています。
東北地方整備局長

本申請の申請窓口は以下のようになっています。
東北地方整備局 青森河川国道事務所

申請に必要な書類について

「経路図」
 申請窓口で郵送・FAXまたは持参する。

参照... 追加

「参照」を押して、送信したいファイルを選択し、「追加」を押して確定してください。

なお、手書きの走行経路図は、窓口や郵送、FAXで送付することも可能です。その場合はここにチェックします。

※詳細は分かりやすい「特殊車両オンライン申請システム」をご覧ください。

経路に未収録路線が含まれている場合は、必ず付近図を添付してください。

提出後に「正常受付」と表示されると、申請データが正しく受付されています。

特殊車両オンライン申請システム
- 申請データの構成確認・送信画面 -

構成ファイルの確認 - 特殊車両通行許可申請 普通 新規 ->

申請データの提出先を確認します。

本申請の申請先道路管理者は以下のようになっています。
関東地方整備局長

本申請の申請窓口は以下のようになっています。
東京都運送事務所

【申請データ】
C:\okusha\申請データ\3000S\1_0004215703.tks

【自動車検査証の写し、一般旅客自動車運送事業の免許証の写し】
C:\okusha\添付ファイル\車検提出_第11号_1.1.1.pdf
C:\okusha\添付ファイル\車検提出_第11号_1.1.2.pdf

【経路図】
C:\okusha\添付ファイル\豊洲交差点 1.0.jpg
C:\okusha\添付ファイル\豊洲交差点 4.6.jpg

【責任者の写し】
C:\okusha\代理人太郎.jpg

「送信」ボタン押下後、特殊車両オンライン申請システムへ送信します。

送信

特殊車両オンライン申請システム
- 到達確認画面 -

申請データが正しく受付されると「正常受付」と表示されます。

正常受付:申請は受け付けられました。

到達番号:0000000000
アクセスキー:2222

以下のリンクから到達確認シートの表示およびダウンロードを行ってください。

到達確認シートには、今回の申請の到達番号および受付結果が記載されています。「到達確認シート」の表示に連した内容を確認ください。

申請が受理されて訂正申請を行って到達確認シートファイルが必要になります。「到達確認シート」のダウンロードから到達確認シートファイルをダウンロードし、大切に保管することをおすすめします。

到達確認シートの表示 (別ウィンドウで表示されます)
到達確認シートの表示 (別ウィンドウで表示されます)
到達確認シートのダウンロード (別ウィンドウで表示されます)

到達確認シートは、後で申請者メニュー画面の申請状況報告会からダウンロードできます。

確認申請の行方 申請者メニューへ戻る ログアウト

○ 自治体申請システムを利用した提出

ここでは申請する経路に直轄国道が含まれていない場合の提出方法について説明します。提出は自治体申請システムを利用して提出します。

申請書の提出は特車申請 PR サイト (<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>) の「自治体申請システムについて」、「ログイン画面へ」の順で押すと、申請データの提出準備が始まります。

「自治体申請システムについて」を押します。

「ログイン画面へ」を押します。

自治体申請システム：ログイン画面へ

本システムを初めて利用する場合は、「ユーザー未登録はこちら」を押して、申請者の基本的な情報を入力することで、「ID・パスワード」の発行がされます。（特殊車両システムで発行した ID・パスワードではログインできません）

発行されたら、「ID・パスワード」情報を入力してログインします。ログインができれば、「新規申請依頼を出す」を押します。

発行されたユーザーIDとパスワードを入力します。

「ログイン」を押します。

ユーザー未登録の方はこちら
新規ユーザー登録

ID・パスワードを持っていない場合は「新規登録」を押します。

パスワードを3回連続で間違えるとパスワードロックがかかります。ご注意ください。

自治体申請システム ログイン

自治体申請システム トップ

システム・インフォメーション

- 申請経路の一部に圏が管理する道路（直轄国道）が含まれる場合には、従来どおり、圏の窓口に対し、オンライン申請していただくようお願いいたします。
- 手数料の納付方法については利用申請先の自治体の指示に従ってください。

メインメニュー

申請依頼

「新規申請依頼を出す」を押します。

新規申請依頼を出す
新規の申請依頼を行います。

申請状況



作成し、ダウンロードした申請書、申請データ（tks ファイル）を読み込みます。
「次へ」を押すと、その他のファイルを読み込む画面に移ります。スキャンした手書きの経路はそこでアップロードします。

申請データに含まれる市町村の道路管理者が表示されますので、申請データを提出する道路管理者の欄にチェックを付けます。チェックを付けた後は、申請を押すと提出が完了します。

道路管理者	オンライン申請対応状況
<input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県 川口市	申請できます。
<input type="checkbox"/> 東京都 中央区	申請できません。窓口で申請してください。
<input type="checkbox"/> 東京都 江東区	申請できません。窓口で申請してください。

※なお、詳しい自治体申請システムの利用方法は、以下の URL の「自治体申請マニュアル～操作マニュアル（申請者向け）～」をご覧ください。

https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/03_jichitai_manual.pdf

□ 詳しい操作方法について

オンライン申請システムの詳しい操作方法については、国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP『各種ダウンロード』に掲載されている『「特殊車両オンライン申請システム」操作説明資料[PDF]』を参照してください。

参考資料の URL は以下の通りです。

https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/simpleOnlineManual_Ver202010.pdf